

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年7月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200662号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300030号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成3年10月1日から平成4年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年10月から平成4年9月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。  
平成3年10月から平成4年9月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における平成15年1月1日から平成16年8月1日までの期間、平成18年1月1日から平成19年1月1日までの期間及び平成20年1月1日から令和2年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年1月から平成16年7月までの各月、平成18年1月から同年12月までの各月及び平成20年1月から令和2年8月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。  
平成15年1月から平成16年7月までの各月、平成18年1月から同年12月までの各月及び平成20年1月から令和2年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成15年1月から平成16年7月までの各月、平成18年1月から同年12月までの各月及び平成20年1月から令和2年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求者のA社における平成16年8月1日から平成17年9月1日までの期間、平成19年1月1日から同年9月1日までの期間及び平成22年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年8月から平成17年8月までの各月、平成19年1月から同年8月までの各月及び平成22年9月の標準報酬月額については、別表3のとおりとする。  
平成16年8月から平成17年8月までの各月及び平成19年1月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)並びに平成22年9月の訂正後の標準報酬月額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :
- 2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : ① 平成3年1月1日から平成6年8月20日まで  
② 平成13年1月1日から令和2年9月1日まで  
A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が実

際に支給された給与額よりも低い額となっているので、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間①のうち、平成3年1月1日から平成4年1月1日までの期間について、A社から提出された平成3年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、当該源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額の合計から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額又は同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間①のうち、平成4年1月1日から平成6年8月20日までの期間について、請求者から給料支払明細書の提出はなく、A社からは、平成4年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）、平成4年分給与支払報告書（個人別明細書）及び平成6年分源泉徴収簿が提出されているが、これらの資料から、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができず、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成4年1月1日から平成6年8月20日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、請求期間①のうち、平成3年10月1日から平成4年10月1日までの期間について、A社から提出された平成3年分源泉徴収簿により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成3年10月から平成4年9月までの各月の標準報酬月額については、前述の平成3年分源泉徴収簿により確認できる報酬月額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成3年10月から平成4年9月までの各月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間②のうち、平成15年1月1日から平成16年8月1日までの期間、平成18年1月1日から平成19年1月1日までの期間及び平成20年1月1日から令和2年9月1日までの期間（以下「期間B」という。）について、請求者から提出された給料支払明細書、A社から提出された平成15年分、平成18年分及び平成20年分から平成30年分までの源泉徴収簿、平成15年分、平成16年分、平成18年分、平成20年分、平成21年分、平成23年分、平成25年分、平成26年分及び平成30年分から令和2年分までの源泉徴収票並びに給与集計表（以下「支払明細書等」という。）により、請求者が期間Bにおいて、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、期間Bに係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成15年1月から平成16年7月までの各月、平成18年1月から同年12月までの各月及び平成20年1月から令和2年8月までの各月の標準報酬月額については、前述の支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び保険料納付を行っていない旨回答している上、支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成22年1月1日以降は年金事務所）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、支払明細書等により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の期間Bに係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成16年8月1日から平成17年9月1日までの期間、平成19年1月1日から同年9月1日までの期間及び平成22年9月1日から同年10月1日までの期間について、前述の支払明細書等により、請求者の当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記2の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成16年8月から平成17年8月までの各月、平成19年1月から同年8月までの各月及び平成22年9月の標準報酬月額については、前述の支払明細書等により確認できる報酬月額から、別表3のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成16年8月から平成17年8月までの各月及び平成19年1月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）並びに平成22年9月の訂正後の標準報酬月額（上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②のうち、平成13年1月1日から平成15年1月1日までの期間、平成17年9月1日から平成18年1月1日までの期間及び平成19年9月1日から平成20年1月1日までの期間（以下「期間C」という。）について、請求者から給料支払明細書の提出はなく、A社からは、平成13年分、平成14年分、平成17年分及び平成19年分源泉徴収票並びに平成18年分源泉徴収簿が提出されているが、これらの資料から、期間Cに係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、期間Cについて、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が期間Cについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別表1【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成3年10月から平成4年9月まで	20万円	26万円

別表2【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成15年1月及び同年2月	20万円	24万円
平成15年3月及び同年4月	20万円	22万円
平成15年5月から同年8月まで	20万円	24万円
平成15年9月から平成16年7月まで	20万円	22万円
平成18年1月	20万円	24万円
平成18年2月及び同年3月	20万円	22万円
平成18年4月から同年12月まで	20万円	24万円
平成20年1月及び同年2月	20万円	22万円
平成20年3月から平成22年8月まで	20万円	24万円
平成22年9月	20万円	22万円
平成22年10月から平成27年8月まで	20万円	24万円
平成27年9月から令和2年8月まで	20万円	26万円

別表3【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成16年8月から平成17年8月まで	20万円	22万円
平成19年1月から同年8月まで	20万円	24万円
平成22年9月	※22万円	24万円

※厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200796号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300031号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年10月31日から昭和61年6月1日まで

B社の子会社であったA社に勤務していた私は、親会社のB社の専務からの誘いを受け、1日も休まず同社に転職することになった。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

A社について、雇用保険の記録によると、請求者が同社において昭和60年2月1日に被保険者資格を取得し、昭和61年5月20日に離職した旨が確認できる。

しかしながら、A社は、昭和60年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、商業登記の記録において、A社は既に解散しており、請求者及び厚生年金保険の適用状況について同社に照会することができず、商業登記において確認できる同社の元取締役のうち、所在の確認できた一人(元代表取締役)に、照会したものの回答を得られないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、A社に係る同僚照会において、請求者と同社に係るオンライン記録の資格喪失日が同じで、請求者を知っていると回答した元同僚は、昭和60年10月31日に同社を退職したが、請求者の正確な退職年月日については分からず、また、請求者がB社に転職したと聞いた記憶はあるが、転職時期については覚えていない旨回答及び陳述している。

一方、B社について、同社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書において、請求者の被保険者資格取得年月日が昭和61年6月1日であることが確認できるところ、雇用保険の記録では、請求者が同社において同年5月21日に被保険者資格を取得した旨が確認できる。

しかしながら、B社及び同社の代表取締役は、請求者に係る人事記録、労働者名簿等の保管はなく、請求者の入社年月日は不明である旨回答及び陳述しており、また、同社に係る同僚照会において、複数の元同僚は、請求者を知っているとしているものの、入社年月日については不明である旨回答又は陳述している。

また、B社は、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書以外に請求者に係る資料がなく、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係るA社又はB社における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200745号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300032号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)におけるC共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年6月12日から同年7月1日まで

A社において、平成3年6月12日から勤務したが、C共済組合の加入期間が同年7月1日からの記録となっている。雇用保険、健康保険は正しい記録となっているはずであるので、調査の上、同共済組合の組合員資格取得日を平成3年6月12日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

C共済組合から提出された請求者に係る辞令簿、A社における雇用保険被保険者記録及びB社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C共済組合から提出された組合員資格新規取得届及び組合員資格異動届等処理済通知書(控)により、A社は、請求者のC共済組合員資格取得年月日を平成3年7月1日とする届出を行ったことが確認できる上、B社は、請求期間当時の資料を保管していないため、請求者の請求期間に係るC共済組合掛金の控除について不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者は、平成3年6月18日にA社において健康保険被保険者資格を取得しているところ、同日に同社における健康保険被保険者資格を取得している元従業員二人に係るC共済組合員資格取得年月日は、請求者と同じ同年7月1日であることが確認でき、当該二人に照会したものの、請求期間に係るC共済組合掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがえる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間におけるC共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がC共済組合員として、請求期間に係るC共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300027号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300033号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月14日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成15年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間当時、正社員としてA社に勤務しており賞与を受けた記憶があるが、その記録が漏れているため、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与に係る明細書及び預金通帳から判断すると、請求者がA社から25万円の賞与の支払を受け、当該賞与から31万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額から、25万円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与支払日については、前述の預金通帳の振込日から、平成15年7月14日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は令和元年12月11日に解散している上、元事業主からは、請求者の請求期間に係る賞与額の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200634号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300034号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成23年12月9日は16万円、平成25年8月9日及び同年12月20日は15万円に訂正することが必要である。

平成23年12月9日、平成25年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月9日、平成25年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日  
② 平成25年8月9日  
③ 平成25年12月20日

同僚の年金記録の訂正に関する問い合わせの書類が届き回答したところ、私の年金記録についても、A社の勤務期間において、請求期間①から③までの各期間の賞与記録がないことがわかったので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、預金通帳の写し、A社の元同僚の賞与明細書、同社から提出された振込一覧、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書、預金通帳の振込額及び元同僚の賞与明細書により確認又は推認できる賞与額から請求期間①は16万円、請求期間②及び③は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年4月27日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200758号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300035号

## 第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日及び標準賞与額を訂正することが必要である。賞与支払年月日は、平成28年8月15日を同年8月10日に、平成29年12月15日を同年12月20日に訂正し、標準賞与額を、平成27年12月15日及び平成28年8月10日は19万4,000円、平成29年12月20日は22万3,000円とする。

平成27年12月15日、平成28年8月10日及び平成29年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月15日、平成28年8月10日及び平成29年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成元年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月15日  
② 平成28年8月10日  
③ 平成29年12月20日

A社に勤務していた請求期間①から③までの各期間において、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該各期間の標準賞与額の記録は保険給付の対象とならない記録となっている。

請求期間①から③までの各期間について、賞与支給額に見合う標準賞与額として保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③までの各期間について、A社から提出された賞与支給控除一覧表、賃金台帳及び同社の回答により、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は19万4,000円、請求期間③は22万3,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②及び③の賞与支払年月日について、A社は、請求期間②は平成28年8月15日、請求期間③は平成29年12月15日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に提出しているが、同社の回答及び元同僚から提出された預金通帳の振込日から、請求期間②は平成28年8月10日、請求期間③は平成29年

12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間における賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200659号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300036号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち、平成16年5月1日から平成18年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年5月から平成18年3月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成16年5月から平成18年3月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年5月から平成18年3月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間②のうち、平成21年1月1日から平成28年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年1月から平成28年5月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

平成21年1月から平成28年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年1月から平成28年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における請求期間③のうち、平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成23年9月1日から令和元年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成22年8月までの各月及び平成23年9月から令和元年11月までの各月の標準報酬月額については、別表3のとおりとする。

平成21年9月から平成22年8月までの各月及び平成23年9月から令和元年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月1日から平成18年4月1日まで  
② 平成21年1月1日から令和元年12月1日まで

A社で勤務していた請求期間①及び②について、実際に支給されていた給与額と標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成16年5月1日から平成18年4月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び請求者のA社における被保険者期間に係る厚生年金保険料控除の状況から判断すると、請求者がオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成16年5月1日から平成18年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事務担当者は、請求期間①当時は会社の経営状況が悪く、給与の支給額を低くして届け出た旨陳述していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成15年8月1日から平成16年5月1日までの期間について、請求者は当該期間に係る給料支払明細書を保管しておらず、A社は平成30年2月分以前の関連資料を保管していない旨陳述しており、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間①のうち、平成15年8月1日から平成16年5月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間②のうち、平成21年1月1日から平成28年6月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者がオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成21年1月1日から平成28年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事務担当者は、請求期間②当時は会社の経営状況が悪く、給与の支給額を低くして届け出た旨陳述していることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②のうち、平成28年6月1日から令和元年12月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 5 請求期間②のうち、平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成23年9月1日から令和元年12月1日までの期間について、前述の給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の

標準報酬月額又は上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②のうち、平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成23年9月1日から令和元年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額から、別表3のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成21年9月から平成22年8月までの各月及び平成23年9月から令和元年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成16年5月から平成17年8月まで	15万円	19万円
平成17年9月から平成18年3月まで		18万円

別表2 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成21年1月から平成22年8月まで	11万8,000円	17万円
平成22年9月から平成25年8月まで		16万円
平成25年9月から平成27年8月まで		15万円
平成27年9月から同年12月まで		14万2,000円
平成28年1月		20万円
平成28年2月及び同年3月		22万円
平成28年4月及び同年5月		20万円

別表3 【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額		
	訂正前	訂正後	
平成21年9月から平成22年8月まで	17万円 (※)	26万円	
平成23年9月から平成24年8月まで	16万円 (※)	28万円	
平成24年9月から平成25年8月まで		26万円	
平成25年9月から平成26年8月まで	15万円 (※)	28万円	
平成26年9月から平成27年8月まで		30万円	
平成27年9月から同年12月まで	14万2,000円 (※)		
平成28年1月	20万円 (※)		
平成28年2月及び同年3月	22万円 (※)		
平成28年4月及び同年5月	20万円 (※)		
平成28年6月から同年8月まで	11万8,000円		26万円
平成28年9月から平成29年8月まで		26万円	
平成29年9月から平成30年8月まで		28万円	
平成30年9月から令和元年11月まで		24万円	

(※) 厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200764号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300010号

## 第1 結論

平成元年\*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除された期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年\*月から平成3年3月まで

国の記録では、学生であった期間のうち平成3年3月以前の国民年金の期間が未納となっているが、親がA市において私の国民年金の加入手続をし、二十歳になった当初から保険料を納付してくれたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

また、父は既に他界しており、母は高齢であるため聞き取りできる状態にないが、当時、私は学生(夜間部)であり親が国民年金保険料の免除申請をしてくれていたかもしれないので、併せて調査をしてほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金保険料の納付又は免除申請を行うためには、国民年金の加入手続を行い国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者は、親がA市において国民年金の加入手続をし、二十歳になった当初から国民年金保険料の納付又は免除申請を行ってくれたと思う旨主張しているが、請求者の記号番号(\*)前後の被保険者記録及び請求者の国民年金第1号被保険者の資格取得(平成元年\*月\*日)に係る処理年月日(平成3年6月17日)から判断すると、請求者の記号番号は、平成3年6月頃にA市において加入手続が行われたことにより払い出されたものと推認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の記号番号が払い出された後の平成3年6月24日に、請求者に対し国民年金の過年度保険料に係る納付書が作成された事蹟が確認でき、前述の加入手続の時点において、請求期間に係る国民年金保険料が未納であったと考えられるところ、請求者は当時の状況は不明としており、請求期間に係る国民年金保険料を過年度保険料として納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金保険料の免除について、請求期間当時の制度によると、免除が承認される期間は、免除申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされていたことから、請求者又は請求者の両親は、前述の加入手続の時点において、遡って請求期間に係る免除申請は行えなかったと考えられるところ、請求者から免除手続等の具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求期間当時に国民年金保険料の納付又は免除申請を行うためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索等を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない上、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の納付又は免除申請に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の両親に当時の事情を聴取することはできない。

このほか、A市は、請求者の国民年金に係る資料は保存期限経過等により保管していないと

回答している上、請求者又は請求者の両親が、請求期間に係る国民年金保険料を納付又は免除申請を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。